

欧州共同体意匠と意匠権侵害

——意匠権侵害判断基準と侵害訴訟における留意点——

青 木 博 通*

抄 録 欧州共同体意匠の保護が開始され、13年が経過した。登録共同体意匠は、無審査で権利が設定され、非登録共同体意匠権は無方式で権利が発生するため、意匠権侵害訴訟では、その有効性が問題となることが多い。

本稿では、まず、日本・中国・米国の意匠権侵害判断基準との相違点や、英国における登録共同体意匠の裁判例を踏まえ、欧州共同体意匠特有の意匠権侵害判断基準について解説する。次に、侵害訴訟における留意点として、どの共同体意匠裁判所を選択すべきか、登録共同体意匠権及び非登録共同体意匠権の有効性を争う場合に意匠権者が留意すべき事項について解説する。

目 次

1. はじめに
2. 共同体意匠権の侵害判断基準
 2. 1 意匠権侵害に関する条項
 2. 2 意匠権侵害判断基準の日本、中国、米国、欧州の比較
 2. 3 裁判例
3. 共同体意匠登録の無効手続
4. 意匠権侵害訴訟と留意点
 4. 1 意匠権侵害訴訟
 4. 2 意匠権侵害訴訟における留意点
5. おわりに

と非登録共同体意匠（Unregistered Community Design）の2部構成（ダブルトラック）からなり、非登録共同体意匠の保護は2002年3月6日に開始され、共同体意匠の出願受付は2003年4月1日より正式に開始された。2013年には96,688件（ハーグ協定経由の9,854件を含む）の登録があり、各国で意匠権侵害訴訟が提起されるようになった。

表1 欧州連合加盟国（28か国）

加盟国	加盟時期
オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国	当初より加盟
キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア	2004年5月1日
ブルガリア、ルーマニア	2007年1月1日
クロアチア	2013年7月1日

* ユアサハラ法律特許事務所 パートナー弁理士
Hiromichi AOKI

1. はじめに

欧州連合（EU）加盟国（表1参照）全体をカバーする共同体意匠の保護について規定している規則が、欧州共同体意匠規則（以下、「規則」という）である。共同体意匠の登録を得るためには、スペインのアリカンテにある欧州共同体商標意匠庁（OHIM）に出願手続をとる必要がある。

2001年12月12日に制定された本規則は、登録共同体意匠（Registered Community Design）

そこで、本稿では、共同体意匠権の侵害判断基準と侵害訴訟における留意点について解説することとする。

2. 共同体意匠権の侵害判断基準

2. 1 意匠権侵害に関する条項

意匠権侵害に関しては、規則10条、36条に以下の通り規定されており、規則10条は、文言が独自性要件（規則6条）に対応（mirror）しているが、独自性要件に関する前文（14）「明らかに異なる（clearly different）」には対応していない。

共同体意匠が情報に通じた使用者に与える全体的印象が、当該出願日又は優先日前に公衆の利用に供されていた他の意匠が当該使用者に与える全体的印象と異なっているときは、その意匠は独自性を有するものとみなされる。独自性を評価するときは、意匠創作者がその意匠の開発において有していた自由度を考慮しなければならないとされている（規則6条）。

・規則10条

Article 10 Scope of protection

1. The scope of the protection conferred by a Community design shall include any design which does not produce on the informed user a different overall impression.

2. In assessing the scope of protection, the degree of freedom of the designer in developing his design shall be taken into consideration.

[訳] 第10条 保護の範囲

(1) 共同体意匠によって与えられる保護の範囲には、情報に通じた使用者に対して異なる全体的印象を与えない意匠を含めるものとする。

(2) 保護の範囲を評価するときは、意匠を創作する際の意匠創作者の自由度を考慮するものと

する。

・規則36条 (2), (3), (6)

Article 36 Conditions with which applications must comply

2. The application shall further contain an indication of the products in which the design is intended to be incorporated or to which it is intended to be applied.

3. In addition, the application may contain :

(a) a description explaining the representation or the specimen;

(d) the classification of the products in which the design is intended to be incorporated or to which it is intended to be applied according to class;

6. The information contained in the elements mentioned in paragraph 2 and in paragraph 3 (a) and (d) shall not affect the scope of protection of the design as such.

[訳] 第36条 出願書類が遵守すべき条件 (省略)

(2) 更に、出願書類には、その意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品の表示を含めなければならない。

(3) 前記の他に、出願書類には次を含めることができる。

(a) 表示又は見本を説明する説明書

(d) 意匠を組み込む予定又は適用する予定の製品に関するクラス別分類

(省略)

(6) (2) 及び (3) (a) 及び (d) に記載した構成要素に含まれる情報は、意匠自体に関する保護の範囲に影響を及ぼさないものとする。

欧州連合司法裁判所 (CJEU) において、規則10条の文言の解釈についてはまだ判断されていない。

しかしながら、新規性、独自性要件に関する先行意匠との抵触（規則25条）について争われた遊戯用販促品事件において、一般裁判所（GC）、CJEUが独自性要件について、以下の通り判断している¹⁾。

GCは、デザイナーの創作の自由度の判断手法について「係争意匠（contested design）を組み込む予定の製品、または係争意匠が応用される予定の製品を確認するには、その意匠の登録出願における製品名を考慮に入れるべきであるが、さらに必要であれば、対象製品の性質、その意図される目的または機能を明確にできる範囲で、その意匠自体も考慮に入れるべきである。意匠自体を考慮に入れることにより、登録時に表示された商品の広範なカテゴリーに対象製品を含めることが可能になるため、情報に通じた使用者およびデザイナーの意匠創作時の自由度を判断できるようになるだろう。」としており、製品名も、情報に通じた使用者及び創作の自由度の判断に斟酌されることを示している。

GCは、全体的印象とデザイナーの創作の自由度の関係については、「係争意匠を創作する際のデザイナーの自由度が制限されればされるほど、問題となる意匠間の些細な差異でさえ、情報に通じた使用者に異なる全体的印象を与えるには十分であるとみなされる可能性が高くなる。」と判示している。

CJEUは、「情報に通じた使用者」の概念について、「商標のように具体的な知識を有す必要がなく、紛争における商標同士の直接的な比較を一般的には行わない平均的な消費者（average consumer）と、詳細な技術的専門知識を有する専門家である分野別の専門家（spectral expert）との間のどこかにあると解されなければならない。よって、情報に通じた使用者の概念とは、平均的な注意を払う使用者ではなく、個人的な経験または問題となっている分野における幅広い知識による特別に観察力のある使用者

を参照するものとして理解することが可能である。」との解釈を示している。

CJEUは、「情報に通じた使用者の注意のレベル」に関しては、「情報に通じた」との限定は、使用者は、デザイナーや技術専門家の存在なしに、関心のある分野に存在する様々な意匠を知っており、それらの意匠が通常含む特徴に関する一定程度の知識を有し、関心のある製品への興味の結果として使用する際に比較的高い程度の注意を示すということを示唆している。」との解釈を示している。

なお、登録共同体意匠の権利は、前記の要件を満たすのであれば、後に共同体意匠権を取得し、その権利に基づき実施する者に対しても行使することができる²⁾。

2. 2 意匠権侵害判断基準の日本、中国、米国、欧州の比較

ここまでで説明してきた欧州における意匠権侵害判断基準の理解をさらに深めるため、日本、中国、米国との比較において解説する。意匠権侵害判断基準について、日本、中国、米国、欧州について、条文、司法解釈（中国）、裁判例をもとに比較すると、表2の通りとなる。

日本では、原告登録意匠と被告意匠の物品が同一または類似で、形態が同一または類似の場合には、意匠権侵害を構成することになる。物品の類否判断には諸説³⁾あるが（裁判例もばらばら）、一般に、用途、機能に基づき判断し、用途が同じで機能が違う場合には類似物品と判断される。形態が同一または類似か否かは、需要者（取引者も含む）の美感に基づいて判断される（意匠法24条2項）。①物品の性質、用途、②公知意匠にはない新規な部分より要部を抽出し、要部が共通し、全体として、共通点が相違点を凌駕する場合には類似と判断される。

中国では、原告登録意匠と被告意匠の物品の種類が同一または類似で、形態も同一または類

表2 意匠権侵害判断基準の比較

	項目	日本	中国	米国	欧州
1	主体	■需要者(取引者含む)	■物品の一般消費者の知識水準と認知能力	■先行意匠をよく知っている通常の観察者	■既存のデザイン群を認識している情報に通じた使用者 ※相対的新規性
2	物品製品	■物品の同一又は類似 ■用途・機能基準	■物品の種類と同一又は類似する物品 ■用途基準	特になし	特になし
3	形態	■美感に基づいて行う	■登録意匠と同一又は類似 ■設計特徴に基づき、意匠全体の視覚的效果を以って総合的に判断	■実質同一で、取り間違えて購入するように誘導する場合	■全体的印象が同じか否か ■意匠を開発する際のデザイナーの自由度を考慮する
4	補完的手法	■①意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、②公知意匠にならない新規な創作部分の存否等を参酌して、意匠に係る物品について需要者の注意を惹き付ける部分を意匠の要部として把握する ■共通点、相違点を公知例との関係で評価 ■要部が共通し、全体として、共通点が相違点を凌駕する場合には類似	■技術的機能で決まる設計特徴、視覚効果に影響を与えない物品の材料・内部構造は考慮しない ■次は、視覚的效果に影響大。①容易に直接観察できる部分、②登録意匠の既存設計と区別される設計特徴	■3-Way visual comparison ■登録意匠と被告製品との距離が遠く、先行意匠と近い場合、非侵害 ■登録意匠と被告製品との距離が近く、先行意匠と遠い場合、侵害	■創作の自由度が制限されると、些細な違いでも全体的印象に影響を与える ■創作の自由度が大きくなれば、権利範囲も大きくなる

似の場合には、意匠権侵害を構成することになる。物品が同一または類似か否かは物品の用途に基づき判断されることになる。形態が同一または類似か否かは、物品の一般消費者の知識水準と認知能力に基づき、特徴部分を踏まえて、意匠の全体的視覚効果をもって総合的に判断される。全体の視覚効果に相違がない場合(同一)、実質的相違がない場合(類似)には、侵害となる⁴⁾。

米国では、先行意匠をよく知っている(familiar with)通常の観察者が、原告登録意匠と被告意匠を取り間違えるような場合には、意匠権侵

害を構成することになる⁵⁾。具体的には、登録意匠、先行意匠、被告意匠を並べて(3-Way visual comparison)、被告意匠が先行意匠と遠く、登録意匠に近い場合には侵害になる可能性が高い。一方、被告意匠が先行意匠に近く、登録意匠から遠い場合には、侵害にはならない可能性が高い。

欧州では、情報に通じた使用者に対して、被告意匠が登録意匠と異なった全体的印象を与えない場合には、意匠権侵害を構成すると判断される。この評価に際しては、意匠を開発する際の創作者の自由度を考慮しなければならない

(規則10条)。よって、機能的な部分やありふれた部分は低く評価されることになる。登録意匠の製品名は、意匠の保護範囲に影響を与えないことになっているので(規則36条(6))、日本や中国と異なり、製品(物品)の同一または類似は、意匠権侵害判断の前提とはならない。

2.3 裁判例

意匠権侵害判断基準について判示したCJEUの裁判例が未だないので、英国における登録共同体意匠権または英国登録意匠権に関する侵害事件の裁判例を紹介する。

- エアフレッシュナースプレー事件英国高等法院2006年12月13日判決(Procter & Gamble Company v Reckitt Benckiser (UK) Limited [2006] EWHC3154)⁶⁾
英国高等法院は、被告意匠は、原告共同体登

録意匠(図1参照)と全体的印象が同じなため、意匠権侵害を構成すると判断した。

- エアフレッシュナースプレー事件英国控訴院2007年10月10日判決(Procter & Gamble Company v Reckitt Benckiser (UK) Limited [2007] EWCA Civ 936)⁷⁾

しかしながら、その後英国控訴院は、後述のポイントを指摘した上で、情報に通じた使用者(Informed User)にとって、全体的印象が異なるとして、侵害を否定した。

〈判断主体：Informed User〉

- ・ Informed Userは、当業者(person skilled in the art (PHOSITA) /average designer)ではない。
- ・ Informed Userは、商標の平均的消費者(average consumer)でもない。平均的消費者より情報をもっている。

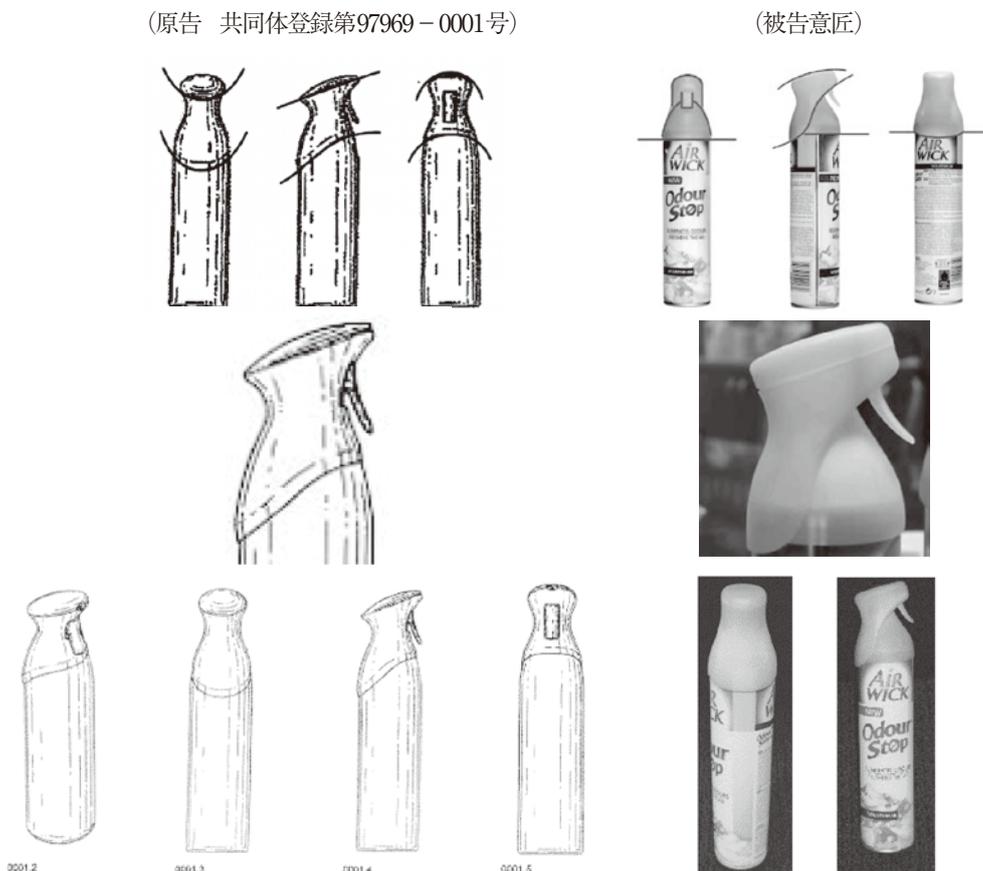


図1 エアスプレー事件における原告共同体意匠と被告意匠

・ Informed Userは、既存のデザイン群 (existing design corpus) の知識を有していないといけない。本件における既存のデザイン群とは、一般に知られている他のスプレーである。消臭スプレーに限られない。

〈デザイナーの創作の自由〉

- ・ 先行意匠とマーケットにおける意匠を考慮する。
- ・ 創作の自由度がない場合、比較的小さな違いは、異なった全体的印象を創出する。
- ・ 創作の自由度が大きくなれば、権利範囲も大きくなる。

〈全体的印象〉

- ・ 技術的要件は、全体的印象を特定するにあたり考慮されるべき。
 - ・ 曖昧な記憶より (after), より詳細な分析。全体的印象は、詳細な分析をしているときに (when), 心を打つものである。
 - ・ 侵害時のテストは、登録要件の独自性のテストと異なり、「異なる (different)」であり、「明らかに異なる (clearly different)」ではない。
- 〈結論〉

・ 被告の安い製品の印象は、原告のダイナミックでエレガントな製品の意匠と異なる⁸⁾。

なお、登録意匠の有効性についても争われたが、先行意匠からみて、明らかに異なるので、独自性があり、権利は有効であると判断されている。

(コメント)

Uma Suthersnen教授は、本判決は、以下ののようなガイドラインを与えていると述べている⁹⁾。

①両意匠の全体的印象に影響を与える独立した又はウェイトの置かれる部分を比較する、②類似点と相違点の特定、③重要な部分の特定、④もし重要な部分が異なった全体的印象を与えない場合には、その他の部分が外観上十分に異なるか、または、主要な要素により与えられる印象を変更するのに重要かについて検討する。

- 洗濯物の乾燥機用ボール事件英国控訴裁判所2008年4月23日判決 (Green Lane Products Limited v PMS International Group plc [2008] EWCA Civ 358)¹⁰⁾

原告の共同体登録意匠は、2004年8月23日に出願され、製品名が「Flatirons and washing, cleaning and drying equipment (アイロン及び洗濯・乾燥用の用具)」であるのに対して、被告意匠は、2002年より「マッサージボール」として販売されていた (図2参照)。

ところが、被告は、2006年に被告意匠を洗濯ボールとしても販売することを決定した。

原告は、被告意匠「洗濯ボール」は、原告の意匠権を侵害すると主張した。しかしながら、原告の登録意匠「アイロン及び洗濯・乾燥用の用具」は、出願日前に公知となった被告意匠「マッサージボール」との関係で新規性、独自性がないと判断された。本件は最終的に和解となっている。

(コメント)

本判決の判決文の27項は、意匠権の権利範囲は、登録意匠の物品に限定されず、例えば、自動車の登録意匠に基づいて、ブローチ、ケーキ、おもちゃの使用を止めることができ、テキスタイルの登録意匠により、壁紙、シャツ、プレートの使用を止めることができると判示している。

(原告 共同体登録第
000217187-0001号意匠)

(被告意匠)

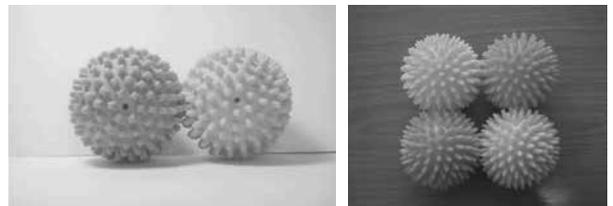


図2 洗濯物の乾燥機用ボール事件

- Dyson掃除機事件英国控訴裁判所2011年10月27日判決 (Dyson Limited v Vax Limited [2011] EWCA Civ 1206)¹¹⁾

(原告 英国登録第2043779号意匠)



(被告意匠)



図3 Dyson掃除機事件

原告意匠と被告意匠では(図3参照), 以下のように全体的印象が異なるので, 意匠権侵害を構成しない。

原告英国登録意匠: なだらかで (smooth), 曲線で (curving), エレガント (elegant)

被告意匠: 凸凹した (rugged), 角のある (angular), 工業的 (industrial)

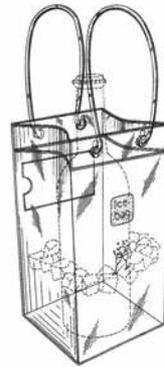
Dysonが指摘した9つの共通的是あまりにも

一般的である (far too general)。

- アイスバッグ事件英国州特許裁判所2012年7月20日判決(Gimex International Groupe Import Export v The Chill Bag Company Limited [2012] EWPC 31)¹²⁾

原告製品のビジネスカードロット, 被告製品のコースタースロットの有無は, 重要な部分ではないので(図4参照), 本件バッグの権利範囲は狭いものの, 両意匠は異なった全体的印象を与えない。よって, 意匠権侵害を構成する。

(原告 共同体登録616057-0001号意匠)



(被告意匠)

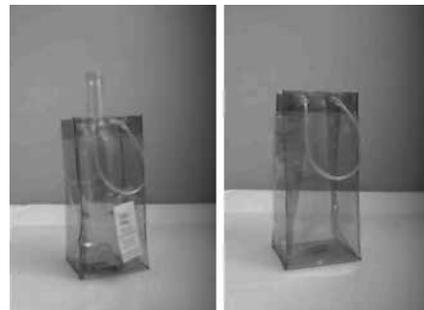


図4 アイスバッグ事件

3. 共同体意匠登録の無効手続

共同体意匠登録に無効理由がある場合には, 無効宣言の請求によりOHIMの意匠部門 (Designs Department) の無効部 (Invalidity Division) が, または, 意匠権侵害訴訟において共同体意匠裁判所 (Community design courts: 加盟国の指定を受けた国内の第一審及び第二審

裁判所（規則80条）が判断することになる。

OHIMへの無効宣言請求は、規則で定めた請求人適格を有するものが行うことが可能であり（規則25条）、無効理由ごとに請求人適格が規定されている（規則25条2項ないし5項）。2013年には、344件の無効宣言請求があった（2012年は340件）¹³⁾。

無効部の決定にはOHIM審判部へ（規則106条）、審判部の審決には、一般裁判所、そして欧州連合司法裁判所へ不服申立てができる（規則61条）。欧州の裁判所については表3、無効手続のフローについては、図5を参照。

表3 欧州の裁判所

	旧名称 (2009年11月30日まで)	新名称 (2009年12月1日より)
1	欧州第1審裁判所 (FCI)	一般裁判所 (GC)
2	欧州司法裁判所 (ECJ)	欧州連合司法裁判所 (CJEU)

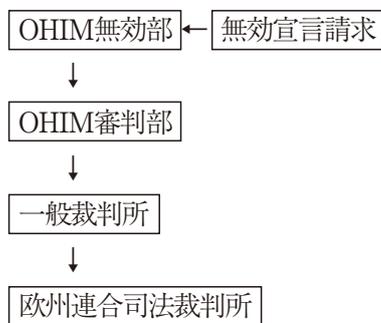


図5 無効手続のフロー

4. 意匠権侵害訴訟と留意点

4.1 意匠権侵害訴訟

共同体意匠裁判所は、共同体侵害訴訟（規則81条a）、共同体侵害訴訟に関して無効宣言を求める反訴（規則81条d）、非登録共同体意匠の無効宣言を求める訴訟（81条c）、各国の国

内法が許容する場合に認められる共同体意匠に関する侵害不存在の確認訴訟（規則81条b）に関する排他的管轄を有する（規則81条）。

第一審の共同体意匠裁判所の判決に対しては、第二審の共同体意匠裁判所が管轄し、上訴については国内法が適用される（規則92条）（図6を参照）。

侵害行為が行われたか、または、その虞のある加盟国の共同体意匠裁判所に訴えを提起した場合には、その加盟国域内で生じている侵害行為にしか差止命令を得ることができない（規則82条5項、83条2項）ので注意を要する。

欧州連合全加盟国を対象に国境を越えた効果を及ぼす差止命令を得るには、原告または被告の住所地等の共同体意匠裁判所に訴えを提起する必要がある（規則82条1項乃至4項、規則83条1項）。

救済措置については各国法に委ねられるが、少なくとも差止命令は含まれることになる（規則89条）。

共同体意匠裁判所のリストは、2014年9月24日付「Official Journal of the European Union C 332/4」に掲載されている。

英国の場合には、第一審がThe High Court（高等法院）、Intellectual Property Enterprise Court（知的財産企業裁判所）、Court of Session（スコットランド民事上級裁判所）の3か所、第二審がThe Court of Appeal（控訴院）となっている。

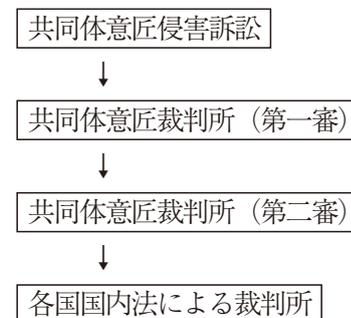


図6 共同体意匠権侵害訴訟のフロー

4. 2 意匠権侵害訴訟における留意点

(1) 登録共同体意匠の有効性について

OHIMは、意匠の定義と公序良俗違反のみ審査し、新規性、独自性、先行意匠権との抵触は審査しないため、登録共同体意匠には無効理由がある場合が多い。意匠権侵害訴訟においては、原告、被告とも、登録共同体意匠の有効性について注意を払う必要がある。

意匠権侵害訴訟において、登録共同体意匠は有効なものとして取り扱われる（規則85条1項）。

登録共同体意匠の有効性については、意匠権侵害訴訟における答弁（plea）、反訴（counterclaim）においても被告は無効を主張することができる。ただし、答弁における無効の主張は、自己の各国先行意匠を理由とする場合に限られ（規則85条1項）、無効と判断されても対世効はない（規則87条）。一方反訴による場合は、答弁のような無効理由の制限は無く、対世効があり、OHIMの原簿に記載される（規則24条、85条、86条、87条）ため、侵害訴訟での無効主張の際には両者の違いに留意すべきであろう。

共同体意匠裁判所に対しては、侵害訴訟を伴わない単独での登録共同体意匠の有効宣言を求める訴訟を提起できず（規則85条）、無効宣言請求がOHIMで確定している場合には、同一の訴訟原因に基づき反訴をすることができない（規則86条5項）。また、侵害不存在の確認訴訟においては、登録共同体意匠の有効性を争点とすることはできない点にも留意すべきであろう（規則84条4項）。

(2) 非登録共同体意匠権の有効性について¹⁴⁾

非登録共同体意匠権は、訴訟において権利者が規則11条に規定されている条件（当該意匠がEU域内で最初に公衆に利用可能な状態となった日から3年間を経過していない）を満たして

いるとの証拠を提出し、かつ、当該者の非登録共同体意匠の独自性¹⁵⁾を構成する内容を表示しているときは、有効なものとして扱われる。但し、被告は抗弁により、または、無効宣言を求める反訴により、その有効性に異議を申し立てることができる（規則85条2項）。

欧州連合司法裁判所は、非登録共同体意匠を有効なものとして推定して取り扱うために、意匠権者は当該意匠が独自性を有する旨を証明する必要はなく、何が当該意匠の独自性を構成するかを単に示せば足りる旨判示して、原告の立証負担を軽減している¹⁶⁾。

また、同裁判所は、意匠の保護要件である独自性（individual character）の有無の評価に際しては、情報に通じた使用者（the informed user）に対して意匠が与える全体的印象（the overall impression）が、多数の先行意匠から分離抽出された特徴（features taken in isolation and drawn from a number of earlier designs）の組合せが与える全体的印象ではなく、一又はそれ以上の先行意匠が個々に（taken individually）与える全体的印象と異なる場合に、当該意匠が独自性を有することとなる旨判示している。

非登録共同体意匠権は、模倣禁止権（right to present only if use results from copying）なので（規則19条2項）、被告が独自に意匠を創作した場合には、たとえ権利者の被登録共同体意匠権に関連する意匠であっても権利行使をすることができず、保護期間もEU域内で最初に公衆に利用可能な状態となった日から3年間と短い点に留意すべきであろう。

一方、登録共同体意匠権は、絶対的独占排他権で独自創作者にも権利行使が可能で、保護期間も出願日から最大25年間と長い。

非登録共同体意匠権に関する裁判例については、『平成16年度特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書 諸外国におけるデザイン保護の

実態に関する調査研究報告書（青木博通執筆分）』知的財産研究所（2005年3月）34頁乃至44頁，欧州における意匠権侵害訴訟の注意点については，Bird & Bird『欧州主要国における知的財産権行使マニュアル』JETROデュッセルドルフ事務所（2012年9月）165頁，166頁にある仮想事例（意匠の訴訟）を参照されたい。

5. おわりに

欧州共同体意匠の侵害訴訟について，攻めと守りの視点から解説を加えた。

欧州共同体意匠の登録は増加しており，また，非登録共同体意匠権は無数に存在するが，有効な意匠調査のツールが用意されているわけではない。

今後，日本企業が訴訟に巻き込まれる機会が増えるものと思われる。本稿がその際の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 遊戯用販促品事件（事件番号：T-9/07/2010年3月18日一般裁判所判決，事件番号C-281-10P/2011年10月20日欧州連合裁判所判決）
- 2) ロードサイン事件（事件番号：C-488/10/2012年2月16日欧州連合司法裁判所判決）
- 3) 拙稿「物品の類否判断基準」，『別冊ジュリスト 商標・意匠・不正競争判例百選』（有斐閣，2007年）110頁。
- 4) 最高人民法院「特許侵害紛争の審理における法律適用についての若干の問題に関する最高人民法院の解釈」（2010年1月1日施行）
- 5) Gorham Mfg. Co. v White, 81 U.S. (14 Wall.) 511, 20 L. Ed. 731 1872及びEgyptian Goddess v Swisa, No. 2006-1562, US Court of Appeals for the Federal Circuit, 22 September 2008 (en banc) 参照。
- 6) 判決文は，
<http://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Ch/2006/3154.html>より入手可能。（参照日：2015年1月31日）
- 7) 判決文は，

<http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2007/936.html>より入手可能。（参照日：2015年1月31日）

- 8) 本件は各国で争われたが，オーストリアの裁判所は，原告は「蛇の頭」，被告は「トカゲの頭」と特徴づけて，侵害を否定している。フランス，ドイツ，ベルギー，イタリア（以上は，P&Gに有利な判決），オーストリア，英国（以上は，P&Gに不利な判決）の判決については，AIPPI 53巻1号（2008年）59頁乃至61頁参照。
- 9) Uma Suthersanen, "Design Law : European Union and United States of America (2nd Edition)", p.131, (Sweet & Maxwell, 2010)
- 10) 判決文は，
<http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2008/358.html>より，入手可能。（参照日：2015年1月31日）
- 11) 判決文は，
<http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2011/1206.htm>より，入手可能。（参照日：2015年1月31日） Martin Howe, Q.C. Russell-Clarke and Howe on Industrial Designs (Eighth Edition), p.68, 69 (Sweet & Maxwell, 2010), William Cornish, David Llewelyn, Tanya Aplin, "Intellectual Property : Patents, Copyright, Trade Marks and Allied Rights (Seventh Edition)", p.616 (Sweet & Maxwell, 2010) 及び Uma Suthersanen, "Design Law : European Union and United States of America (2nd Edition)", p.131, (Sweet & Maxwell, 2010) のいずれもが，本事件を意匠権侵害の代表的な事件として紹介し，侵害時のテストは，登録要件の独自性のテストと異なり，「異なる (different)」であり，「明らかに異なる (clearly different)」ではない点を指摘している。但し，Dr. Alexander von Mühlendahl "Design Protection in Europe, 3rd edn. (2009 at pp.232-3)" は，単に不注意なドラフト (sloppy drafting) の結果と指摘する。
- 12) 判決文は，
<http://www.bailii.org/ew/cases/EWPCC/2012/31.html>より入手可能。（参照日：2015年1月31日）
- 13) 2012年5月31日までに，総計700以上の無効宣言請求に関する決定があり，無効率は60%となっており，また，150件以上のOHIM審判部の決定

があり、約50%がOHIM無効部の決定を認容している (Bardehle Pagenberg, “Design Protection in Europe”, Oct. 2013)。

- 14) 非登録共同体意匠については、茶園成樹「ヨーロッパ共同体意匠規則における非登録共同体意匠について」DESIGNPROTECT61巻17号(2004年)11頁乃至15頁, Uma Suthersanen “Design Law : European Union and United States of America” 2nd Edition (2010), Sweet & Maxwell, Chapter 7 参照。
- 15) 独自性については、茶園成樹「EU意匠法制における独自性要件」中山信弘先生還暦記念論文集『知的財産法の理論と現代的課題』(弘文堂, 2005年)459頁乃至472頁参照。

- 16) 2014年6月19日欧州連合司法裁判所判決(事件番号:C-345/13, Karen Millen Fashions Ltd v Dunnes Stores)。本件は、原告「Karen Millen Fashions Ltd (KMF)」がアイルランドでデザインし販売した衣服の複製品を、被告「Dunnes Stores及びDunnes Stores (Limerick) Ltd (Dunnes)」がアイルランドの店舗で販売したところ、原告が当該衣服に関する非登録共同体意匠権に基づいて被告に対してアイルランド高等裁判所に侵害差止と損害賠償を求めて侵害訴訟提起した事案であり、アイルランド最高裁判所は、独自性の解釈について、欧州連合司法裁判所に質問を付託して、予備的判決を求めている。

(原稿受領日 2015年2月18日)

